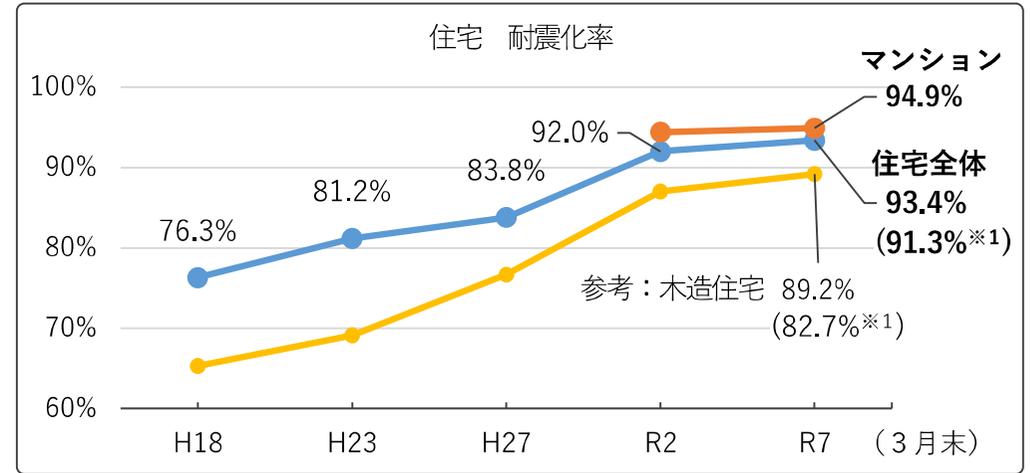
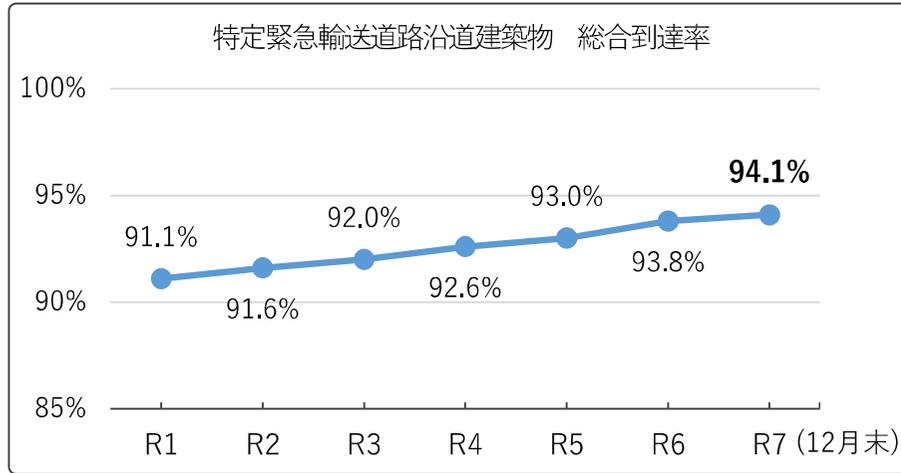




1 経緯・背景

- 都民の生命と財産を保護するとともに首都機能を維持するため、耐震改修促進計画や耐震化推進条例等に基づき、建築物の耐震化を促進（現計画期間：平成28年度～令和7年度）



2 主な改定概要

- 東京の防災力を更に強化するため、2050東京戦略やTOKYO強靱化プロジェクト等を踏まえ、「大地震があっても『倒れない』世界で最も強靱な都市へ」を基本理念とし、新たな目標と施策を提示（計画期間：令和8年度～令和17年度）

対象建築物の種類	現状		目標	
			令和12年度末	令和17年度末
沿道建築物 緊急輸送道路	特定緊急輸送道路沿道建築物	令和7年12月 総合到達率 94.1%	総合到達率 99%※2、 区間到達率 95%未満※2の解消	総合到達率 100%※2
	一般緊急輸送道路沿道建築物	令和7年12月 耐震化率 85.1%	耐震化率 90%	※3
住宅		令和7年3月 // 91.3%※1	耐震化率 95%※1	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
	マンション	// 94.9%	耐震性が不十分なマンションをおおむね解消	

※1 木造住宅は2000年基準、他の住宅は新耐震基準を満たす耐震化率

※2 ネットワーク強化区間の通行を加味して算出

※3 一般緊急輸送道路沿道建築物の令和12年度末以降の目標については、次回以降の計画改定時に定める

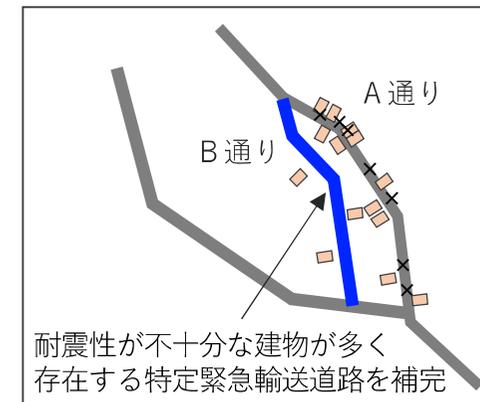
■緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた主な施策

○ 道路ネットワークを有効に活用して、震災時の通行機能を早期に確保

- 最小限の改修棟数等で特定緊急輸送道路全体の通行機能を強化可能な区間として、特定緊急輸送道路に「重点区間」、一般緊急輸送道路に「ネットワーク強化区間」を指定し、集中的な取組を実施
- 区市町村の助成制度等を一覧で見える化し、建物所有者等に対して助成制度の活用を促進

区間の種類	区間数・延長
重点区間 (特定緊急輸送道路)	50区間・約162km
ネットワーク強化区間 (一般緊急輸送道路)	34区間・約60km

<ネットワーク強化区間のイメージ>



<重点区間とネットワーク強化区間の位置>

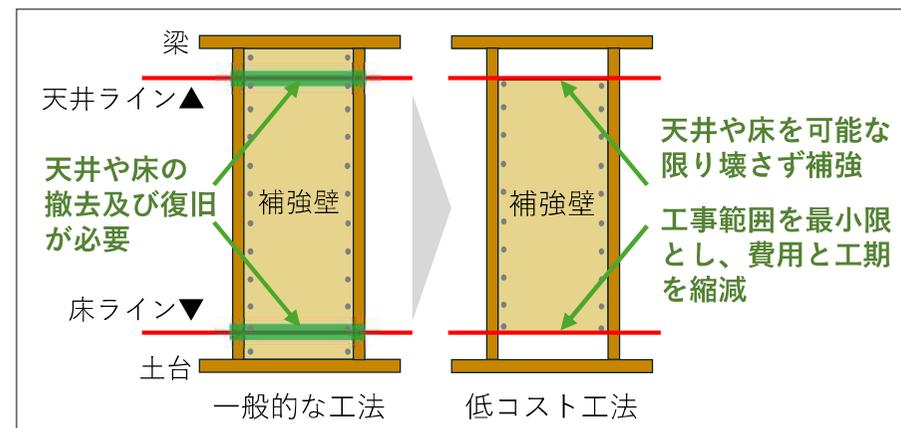


■住宅の耐震化に向けた主な施策

- 木造住宅の耐震化を加速し、建物倒壊等による被害を軽減
 - 国土交通省の「木造住宅の安全確保方策マニュアル」（令和6年8月）に位置付けられた、安価で工期の短い耐震改修工法である低コスト工法について、区市町村と連携して活用を促進
 - 低コスト工法の講習会を開催し、民間団体と連携して設計等を担う技術者を育成
 - 物価高騰等を踏まえ、耐震診断費用への助成を拡充

- マンションの管理組合の状況に応じた普及啓発や支援の強化
 - 「管理状況届出制度」により把握した耐震診断を実施していないマンションに対し、区市と連携したプッシュ型普及啓発（個別訪問）の実施や建築士等の専門家を繰り返し派遣することで、耐震化に向けた合意形成を支援
 - 区市と連携し、耐震診断や耐震改修等の費用助成を強化

<低コスト工法のイメージ>



出典：愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の市民向けパンフレット「住まいの耐震化」を基に作成

<マンション耐震化に向けた支援の強化フロー>



3 スケジュール

- 令和8年1月30日 素案及び概要版の公表、パブリックコメントの募集（～3月2日）
- 3月末 計画改定